

令和7年12月19日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

文教委員長 大倉あき子

文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和7年11月13日
- (2) 令和7年12月9日
- (3) 令和7年12月10日
- (4) 令和7年12月19日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第49号 三鷹まるごと博物館条例

この議案は、三鷹まるごと博物館を設置するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例制定の趣旨と本条例制定に係る市民意見の反映について
- ・各拠点施設における文化遺産の展示の充実に向けた取組と文化遺産の収蔵場所に係る課題について
- ・三鷹まるごと博物館事業の推進に係る教育委員会との連携と学校教育における文化遺産の活用の方向性について
- ・三鷹まるごと博物館事業の推進による観光振興の取組と拠点施設間の回遊性を高める取組について
- ・館長に対し専門的な助言を行うアドバイザーの具体的な役割と基本的運営方針の策定に係る市民意見の反映について

- ・三鷹まるごと博物館運営委員会の委員構成と審議内容の公開の有無について
- ・博物館法に基づく登録博物館の認定に向けた申請スケジュールと補助金を活用した事業実施に向けた取組について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹まるごと博物館条例の制定について
- ・「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）に係る市民意見への対応について
- ・三鷹まるごと博物館条例施行規則（案）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第49号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第61号 三鷹市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

この議案は、三鷹市大沢総合グラウンドにボール遊びエリア、バスケットボールエリア及びスケートボードエリアを新設するとともに、規則等で規定していたスポーツ施設の使用に関する事項等を定めるほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例改正に伴うスポーツ施設の利用方法の変更等に係る周知について
- ・スポーツ施設の貸切使用の現状と市内団体の要件について市民の割合を半数以上とした考え方について
- ・テニスコートの個人貸切使用を導入することとした考え方とテニスコートの個人貸切使用のニーズについて
- ・優先貸切使用、使用の承認申請の制限を運用するに当たっての基本的考え方とスポーツ施設利用の公平性の確保について
- ・スケートボードエリアの利用対象を中学生までとした考え方とスケートボードエリアの利用に当たりマナー・安全講習会の受講を必須とした考え方について
- ・ボール遊びエリア等の熱中症対策の取組と休憩スペース等の確保に向けた公益財団法人東京都公園協会への働きかけについて

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市スポーツ施設条例の一部改正について
- ・三鷹市スポーツ施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べされました。

〔反対討論〕

(1) 石井れいこ委員（れいわ・市民自治の会）

かねてより市民から要望のあったスケートボード場やボール遊びができるスペースが新たに設けられたこと、また、テニスコートの個人利用の解禁や、一般団体の利用人数要件が6人から4人へと緩和された点については、利用の幅が広がり、多くの市民にとって喜ばしい条例改正であると受け止めている。

一方で、今回の変更に伴い、お弁当を食べることのできる芝生スペースが失われたこと、また、グラウンド利用団体が従来行ってきたウォームアップ、クールダウンの場所が確保されていない点については十分な検討がなされたとは言えない。ウォームアップ等をグラウンド内で行うとなれば、実質利用時間枠を増やして借りなければならず、他の利用者の利用枠へ影響を及ぼす懸念がある。本来であれば、事前に利用団体への十分なヒアリングを行い、失われるものについては代替案を用意した上で進めるべきであったと考える。

今回の条例改正は、特定の利用者や団体が不利益を受ける形で行うべきではなく、全ての利用者が納得し安心して利用できる形で進められる必要がある。全ての利用者が笑顔で安全安心に利用できる環境づくりこそ、公の施設運営として求められる姿である。その観点からも、市としてより丁寧なプロセスを踏むことが必要であったと考える。

よって、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第61号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第66号 三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市吉村昭書斎の指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりあります。

- ・指定管理者候補者の選定方法を非公募とした理由と指定管理者候補者選定・評価委員会における審議の在り方について
- ・当該施設の收支計画における指定管理料の積算根拠と補助金の使途に係る基本的考え方について
- ・指定管理者候補者における当該施設の管理運営に係る人員体制について
- ・当該施設の利用実績の推移と来館者増に向けた取組について
- ・当該施設における地域交流の取組と荒川区吉村昭記念文学館等との連携協力の取組について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について
- ・指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・指定管理者候補者審議結果（一覧）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）
- ・三鷹市吉村昭書斎の管理に係る事業実施計画書（再指定時）
- ・三鷹市吉村昭書斎の管理に係る收支計画書
- ・公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団の概要
- ・正味財産増減計算書 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・貸借対照表 令和7年3月31日現在

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べされました。

〔反対討論〕

(1) 石井れいこ委員（れいわ・市民自治の会）

指定管理の受託事業者の理事長は現役の副市長である。

受託側と委託側との、いわゆる双方代理状態にはこれまでも反対してきているので、本議案に反対する。

(2) 中泉きよし委員（日本維新の会）

この評価シートを見る限り、決して全てがAを出せたりする状況ではない。特に実質2年度目の2025年度、令和7年度の来場者は半減という形なので、もっと工夫すべきところ、課題があると思う。質問でも申し上げたが、三鷹市スポーツと文化財団は市側とほぼ同一体を成しており、これも発注するにふさわしい団体

であるかはよくよく考えてみなければならないこと、指定管理料のほかに補助金という名目で900万円もの金額が出ていることも、これは答弁を聞いていてもすつきり腹落ちするものではない。

非公募で指定管理とすることについては、疑義が残るため、反対する。

以上の討論の後、議案第66号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第67号 三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・当該施設の開館までの経緯と指定管理者候補者の沿革について
- ・指定期間を10年とした考え方と当該施設の管理に係る指定管理料と事業収益の使途に係る基本的考え方について
- ・当該施設の収支計画における指定管理料の積算根拠と指定管理者候補者における独自収入の確保に向けた取組について
- ・当該施設の大規模修繕に向けた対応と経費に係る基本的考え方について
- ・当該施設の地域貢献の取組に係る市の評価と当該施設と連携したふるさと納税に関する返礼品の検討について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者の指定について
- ・指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・指定管理者候補者審議結果（一覧）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）
- ・三鷹市立アニメーション美術館の管理に係る事業実施計画書（再指定時）
- ・三鷹市立アニメーション美術館の管理に係る収支計画書
- ・公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団定款
- ・正味財産増減計算書 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・貸借対照表 令和7年3月31日現在

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べされました。

〔反対討論〕

(1) 中泉きよし委員（日本維新の会）

この来年度からの指定管理料を見ると、従来の5,000万円から突然7,000万円、40%の増ということになっている。質疑の過程で、幾つかの理由というものは理解すべきところではあるが、市民の税金を投じるというものについては、もう少し運営について工夫、努力があってもいいと、これも質問の場で伝えたとおりである。

例えば、年間60万人の来場者がいるのなら、外税にして1,000円を1,100円にするだけで、6,000万円の収入増がある。1,200円にすることで、その倍ということを考えれば、市税を入れずに、また、もっと独立採算制、ジブリというものの特色を出すにしても、そのほうがいいのではないかということは、それは税金を投入することを慎重にする観点からも、ジブリ美術館の魅力アップ、増ということから考えても、そうしたことの工夫があつてしかるべきという考えがあるので、本案には反対する。

以上の討論の後、議案第67号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 所管事務の調査について

三鷹の教育・文化・スポーツの振興策に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。